

国民公園に関する  
「環境省公共サービス見直し案」  
にかかると説明資料

環境省自然環境局

## 目 次

1	国民公園の沿革 .....	2
2	外部の団体の協力に支えられてきた公園管理 .....	2
	(1) 発足当初の協力	
	(2) 政府の定員管理の強化に対する対応	
	(3) 外注可能な事業は外部発注	
3	国民公園の特殊性.....	4
	(1) 皇室が関連する国家的行事や国民的行事の実施とそれに伴う警察関係部局等との緊密な連携	
	(2) 重要文化財等歴史的建造物や希少植物等を多数保有	
4	国民公園における市場化テストの見直しについて .....	7

## 1 国民公園の沿革

旧皇室苑地であった皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑が、昭和 22 年 12 月 27 日の閣議決定「旧皇室苑地の運営に関する件」により、「旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史跡名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること」となった。

昭和 24 年から国民公園として厚生省が管理に当たり、環境庁の設置に伴い、昭和 46 年から同庁が管理している。

運営に当たっては、「由緒ある沿革を尊重し、努めて原状の回復保存を図ること」、また、「各苑地の特性に照らして、これと関連のない施設はこれを設けないこと。特に営利を主目的とし、又は利権を伴う諸施設の設置は、これを認めないこと」等の方針が示された。

## 2 外部の団体の協力を支えられてきた公園管理

### (1) 発足当初の協力

昭和 24 年、国が国民公園を管理することとされ、公園の基盤は国により整備が進められたが、人的・財政的な管理体制は極めて脆弱であり、付属施設の整備や管理が十分手当てできない状況。

このため、管理体制の不足による復旧の遅滞を目の当たりにした財界有力者や学者・文化人等の民間有志が政府に協力の手をさしのべるべく、昭和 24 年 9 月に財団法人新宿御苑保存協会を、同 25 年 10 月に財団法人皇居外苑保存協会を、同 29 年 9 月に財団法人京都御苑保存協会を設立した。

三協会では、会費、寄付金、苑内における飲食物の販売収入等により、  
①休憩所、茶室、駐車場、ベンチ等を設置して国に寄付し、また、  
②国の維持管理費の不足を補完するために苑内照明灯の応急補修、苑内諸工事、樹木の手入れのほか、各地の奉仕団体の協力も得て、雑草の処理等の奉仕作業も実施。

#### 【関係協会において整備がなされた施設等の例】

皇居外苑	休憩所、照明灯、公衆便所、水呑場、ベンチ、屑籠、掲示板等各種簡易施設、苑地整備、苑地芝張、濠浚渫、器械購入
京都御苑	休憩所、駐車場、ベンチ、吸殻入れ、テニスコート、休憩所のガス装置、照明、冷暖房施設、駐車場舗装整備
新宿御苑	休憩所、レストハウス、お茶室（楽羽亭）、駐車場諸施設、各施設の給水、照明、ガス、冷暖房施設

## (2) 政府の定員管理の強化に対する対応

国民公園設置後、国が国民公園を管理するとされたことを踏まえて、国民公園管理事務所の定員は次第に増加。

しかし、昭和 44 年の行政機関の職員の定員に関する法律の施行や昭和 58 年の新行革大綱(行(二)職員の退職後不補充)により、造園手や巡視等の職員が激減し、現場管理に支障が生じることになった。

このため、外注可能な事業は外部に発注する一方(後述)、日常の現場管理業務である巡視や植生管理業務等について、これまで国民公園における各種施設の寄付や清掃業務の受託を通して積極的な支援と協力を提供してきた財団法人国民公園協会の協力を得て、公園の質と適正な利用者サービスの確保を図ってきた。

※ 昭和 57 年に、それまで三苑個別に活動していた三協会を発展的に解消し、新たに財団法人国民公園保存協会(現在の財団法人国民公園協会)を設立

※ 国民公園管理事務所の体制について

昭和 26 年度	厚生省	34 人(事務官 3、技官 6、雇員 3、傭人(園丁 20、巡視 2))
昭和 46 年度	環境庁	101 人(行(一) 34、行(二) 67)
昭和 55 年度	〃	83 人(行(一) 34、行(二) 49)
平成元年度	〃	59 人(行(一) 35、行(二) 24)
平成 13 年度	環境省	49 人(行(一) 37、行(二) 12)
平成 22 年度	〃	35 人(行(一) 30、行(二) 5)

## (3) 外注可能な事業は外部発注

- ・日常の現場管理業務以外の業務は、一般競争入札等により実施しており、更にレストランや売店は、公募により国有財産の使用許可を行っている。

①日常的な維持管理業務(有償委託) 【企画競争】 216 百万円(H20 年度)  
(皇居外苑 73 百万円)  
(京都御苑 47 百万円)  
(新宿御苑 96 百万円)

- ・清掃業務、植生管理業務、巡視・利用指導業務、広報・案内業務
- ・(新宿御苑) 温室管理栽培業務、菊栽培管理業務、発券業務

②上記以外の業務（有償委託）【一般競争入札等】

230 百万円（H20 年度）

（皇居外苑 123 百万円）

（京都御苑 47 百万円）

（新宿御苑 60 百万円）

- ・危険木伐採、高所枝打ち、各種保守点検業務等
- ・（皇居外苑）外来魚駆除

③国有財産の使用許可（使用料徴収）【公募】

△38 百万円（H20 年度）

（皇居外苑△29 百万円）

（京都御苑△ 3 百万円）

（新宿御苑△ 6 百万円）

- ・レストラン・売店の運営

④国民公園管理を支援するとの民間の発意による事業

- ・駐車場・広場・お茶室の維持管理及び各施設周辺地域の清掃等の公益事業

（注 1）国の管理体制を支援しようとの民間の発意により整備が進められたこれらの施設について、利用者からの協力金をもってその維持管理に必要な経費を賄うとともに、費用を上回る利益は周辺地域の清掃等の公益事業として国民公園の維持管理に不可欠な事業（清掃をはじめ、皇居外苑のクロマツの手入れ等）に充当

（注 2）駐車場業務は、区分経理され、決算上生じた剰余金は積立金として積み立てられる。なお、契約が解除されたときは精算の上、剰余の資産は国に引き渡す仕組みとなっている。

収入 372 百万円（H20 年度）

（皇居外苑 157 百万円）

（京都御苑 118 百万円）

（新宿御苑 96 百万円）

支出 372 百万円（駐車場経費 139 百万円 公益事業 233 百万円）

（皇居外苑 156 百万円[駐車場経費 61 百万円 公益事業 95 百万円]）

（京都御苑 117 百万円[駐車場経費 41 百万円 公益事業 76 百万円]）

（新宿御苑 99 百万円[駐車場経費 37 百万円 公益事業 62 百万円]）

### 3 国民公園の特殊性

旧皇室苑地が国民に開放されることによって発足したという歴史的経緯に由来して、国民公園は、以下の特殊性を有する。

- ①皇室が関連する国家的行事や国民的行事の実施
- ②皇室関係施設と隣接し、警察関係部局等と緊密な連携のもと安全を最重視した厳格な管理が必要
- ③重要文化財等歴史的建造物や希少植物等を多数保有

**(1) 皇室が関連する国家的行事や国民的行事の実施とそれに伴う警察関係部局等との緊密な連携**

**①皇居外苑**

皇居外苑は、皇室関係行事として、毎年、新年祝賀の儀、天皇誕生日などの宮中参賀行事が行われる。さらに、年間を通じ頻繁に両陛下及び皇族方が皇居外苑を通過されるが、その際には、皇居外苑の広範囲にわたって警備体制がとられ、公園の利用規制がなされる。また、国賓の面会や新任大使の信任状捧呈式の際も利用規制が行われる。

こうした皇室関連行事等が行われる際には一般来苑者に対する利用指導、規制について、宮内庁・皇宮警察、警視庁担当部署との緊密な連携の下、厳格に対応する必要があり、清掃業務についても場所等きめ細かな対応をしている。また、駐車場は警察当局からの要請に基づき警察車両の待機場所として優先的に提供している。

**②京都御苑**

京都御所、大宮御所、仙洞御所及び京都迎賓館を内包していることから両陛下の行幸啓の際や国公賓の迎賓館来館の際には、警察当局との緊密な連携の下、苑内利用規制や警備の徹底を図っている（平成17年ブッシュ米大統領来訪時には京都御苑を3日間閉鎖。平成20年G8外相会合により2日間閉鎖）。また、警察車両の待機場所の提供を行っている。

**③新宿御苑**

毎年4月に総理主催の桜を見る会が開催され、一般利用者の入場制限を行っている。

また、皇族、国公賓等の来苑の際には関係省庁や地元警察部署と緊密な連携を図り、安全が確保されるよう適切な管理を行っている。

新宿御苑で行われた平成元年の昭和天皇の大喪の礼では、斎場の施設建設等のため苑内が2ヶ月以上に亘って完全閉鎖された。

**(2) 重要文化財等歴史的建造物や希少植物等を多数保有**

**①皇居外苑**

皇居外苑地区は、江戸の歴史を辿れる建造物、中でも旧江戸城外桜田門（重要文化財）や馬場先門跡、和田倉門跡を配している。また、皇居前広場にはクロマツが点在し、皇居の深い緑と調和した優れた都市景観を構成している。

お濠にはジュズカケハゼ、キンブナ、ツツイトモ等の希少種が生息、生育している。

北の丸地区も特別史跡旧江戸城跡の一部であり、園内には国指定重要文化財である旧江戸城田安門及び清水門、さらには旧近衛師団指令部庁舎があるなど、江戸の歴史から戦前の歴史まで辿れる史跡を内包している。

さらに森林公園として整備されているため、餌場のひとつとしてオオタカが飛来し、池にはカワセミが魚を狙う光景がみられる。また、絶滅危惧種である「キンラン」が生育するほか、希少な「ヒカリゴケ」が生育し、その自生地として天然記念物に指定されている。

## ②京都御苑

公家屋敷等の遺構が多数保存され、由緒ある景観を維持する庭園。

京都御苑内の歴史的建造物については、財団法人国民公園協会を通じて、同協会と協力関係にある京都伝統建築技術協会、日本庭園研究センターや宮大工等によって、綿密な調査・検討を行った上で、復元・修復を行っており、宮大工等の技術伝承の場としての特性を有している。

また、樹齢600年と云われている楠の老木を含め巨木が200本以上ある苑内には、国内北限の自生地として発見されたタシロランや新種のキノコなどのほか、オオタカやアオバズクなど希少な動植物が生息生育している。

## ③新宿御苑

明治39年に完成した皇室庭園で、イギリス風景式庭園とフランス式整形庭園、そして日本庭園の3つの様式を持つ明治を代表する庭園。

外来樹種の導入試験の場でもあったことから、プラタナスやユリノキの街路樹の元となった木を始め、貴重な樹木を種々有する。

特に菊は、皇室由来の伝統的な菊を中心に約400種類を保有し、仕立て方も含め、新宿御苑にしかないものも多数栽培。

（注）平成15年にニューヨーク植物園（市立）から新宿御苑に対し、平成19年にニューヨークで開催する大菊展示会に向け、菊の栽培・展示技術の指導の要望があり、新宿御苑管理事務所の菊科職員及び財団法人国民公園協会の菊専門の造園手が数度にわたり訪米、技術指導を行うとともに、訪日した先方の技術者に対して新宿御苑において7ヶ月間にわたって技術指導を行い、平成19年にニューヨークで開催された大菊展示会の成功に貢献。

また、温室には貴重なラン、絶滅危惧植物が収集されており、国際的に保護が求められているものも多数保有。

こうしたことから社団法人日本植物園協会による絶滅危惧植物の生育域外保全の拠点園となっており、平成18年4月には「植物園の保全活動に関するアジェンダ」に登録され、生物多様性条約締約国会議において承認された、絶滅危惧植物の生育域外保全対策及び希少植物保護増殖事業を温室等を活用して実施。

#### 4 国民公園における市場化テストの見直しについて

- (1) 既に述べたとおり、国民公園は、旧皇室苑地が国民に開放されたという歴史的経緯を有しており、特に皇居外苑及び京都御苑は皇室関連施設に隣接し、国家的行事や国民的行事が数多く行われることから、宮内庁、皇宮警察、地元警察との連携の下、警備・安全確保に万全を期す必要があるほか、皇室に由来する由緒ある建造物や植物が存在し、その保存に最大限の努力を要する特殊な場所であることから日常的管理事務は市場化テストになじまない。
- (2) また、新宿御苑についても現在対象としていない駐車場や茶室等の市場化テストは、
- ①公益優先の運用をしており、安定的開苑を前提とできず、一定の稼働も前提にできないこと
  - ②費用を上回る収益は公益事業として公園の管理に不可欠な事業（臨時トイレやガードマン、菊育成）に充てていること
  - ③駐車場の付帯施設や茶室は財団法人国民公園協会の寄付によるものであること
- から、市場化テストにはなじまない。
- (3) なお、国民公園の管理に当たって、直接国が実施することがふさわしくない食堂、売店等の事業については、既に公募による使用許可の付与により、民間機関の活用機会を設けているところ。

これら食堂及び売店については、国有財産管理を担っている財務省の通達にしたがって公募による使用許可を行っているところであるが、許可期間終了時点で財務省との調整がつくのであれば市場化テストの対象業務とすることは可能である。

○各苑における飲食施設の国有財産使用許可期限

- ・皇居外苑 平成25年度末
- ・京都御苑 平成26年度末
- ・新宿御苑 平成26年1月